特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上三川町は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	地方税及び保険料の納付管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

上三川町長

公表日

令和8年11月16日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻
③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
納付情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」）第9条第1項、別表24、85、100、135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第46条、第50条、第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 　第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） 【情報照会の根拠】 　第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（特定個人番号利用事務）に掲げる「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手）　[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員のアクセス権限を設定している。 特定個人情報を使用する場合、誤りがないか複数で確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	4．評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長　伊澤　幸延	税務課長	事後	
令和2年6月3日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。 【別表第二における情報提供の根拠】（国保滞納情報の提供） 番号法第19条7号、別表第二の第26、33、87、93項 並びに内閣府・総務省令第19，44，46条	【別表第二における情報照会の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。 【別表第二における情報提供の根拠】（国保滞納情報の提供） 番号法第19条7号、別表第二の第26、33、87、93項 並びに内閣府・総務省令第19，22の2、44，46条	事前	
令和7年9月1日	3．個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに内閣府・総務省令第16条	番号法第9条第1項、別表24の項並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年9月1日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。 【別表第二における情報提供の根拠】（国保滞納情報の提供） 番号法第19条7号、別表第二の第26、33、87、93項 並びに内閣府・総務省令第19，22の2、44，46条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年9月1日	1．対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和7年9月1日	3．重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和7年9月1日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事前	
令和7年9月1日	1．提出する特定個人情報保護評価の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	
令和7年9月1日	8．人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年9月1日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	税務課　　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	総務課　　〒329-0696　栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表24の項並びに番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」）第9条第1項、別表24、85、100、135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第46条、第50条、第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和7年12月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） 【情報照会の根拠】 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（特定個人番号利用事務）に掲げる「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和8年9月3日	3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和8年9月3日	しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和8年9月3日	1. 提出する特定個人情報保護評価の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	